「化学物質管理者講習に準ずる講習」のご案内

令和８年９月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法でリスクアセスメントの実施が義務付けられている化学物質を製造または取り扱う事業場では、化学物質管理者を選任しなければなりません。このうち、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場(製造する事業場を除く)で選任される化学物質管理者と対象とした講習を、以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。(化学物質を製造する事業場の化学物質管理者を対象とした２日間講習ではありませんのでご留意ください。)

１　日時　　**令和８年１２月１５日（火）　８：３０～１５：５０**　(受付　8:10～8:25)

２　場所　　**鳥取県労働基準協会会館　（鳥取市若葉台南１丁目１７番地）**

３　日程

科目	時間
化学物質の危険性又は有害性並びに表示等	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	30 分
関係法令	30 分

【学科　６時間】

４　受講料　**鳥取県労働基準協会会員　１２，０００円**（税込）（１人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10%　内税 1,090 円）

非会員　　１４，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10%　内税 1,272 円）

５　**申込方法**　裏面の受講申込書に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先　一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)

ＦＡＸ　0857-52-5061　　登録番号 T5270005000526

口座　　鳥取銀行　鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

６　**受講申込・受講料支払期限　令和８年１２月１日（火）**　なお、定員６０人とします。

７　**その他**　(1)　筆記用具を持参してください。

(2)　鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(3)　受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(4)　感染防止のための基本対策にご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(5)　教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

(6)　会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先　鳥取県労働基準協会東部支部　℡　0857-52-5060　担当　平井

ＦＡＸ　０８５７－５２－５０６１

化学物質管理者講習に準ずる講習　受講申込書

令和８年１２月１５日（火）開催

フリガナ 氏　　名	生　年　月　日

※　修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（　会員事業所　・　非会員　）　どちらかに〇をしてください。

受講者数（　　人）　受講料合計　（　　円）

上記のとおり申し込みます。受講料は　　月　　日に（　振込　・　現金払い　）します。

（申込・受講料支払期限は令和８年１２月１日(火)です。）

振込先　鳥取銀行鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに〇印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに〇印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和８年　　月　　日

〒
所在地
事業所名
業種
TEL
Fax　　（ご担当　　）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部　支部長　殿

駐車場の案内

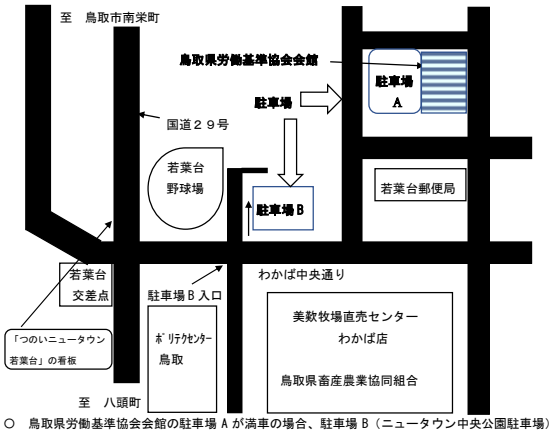

○　鳥取県労働基準協会会館の駐車場Ａが満車の場合、駐車場Ｂ（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。